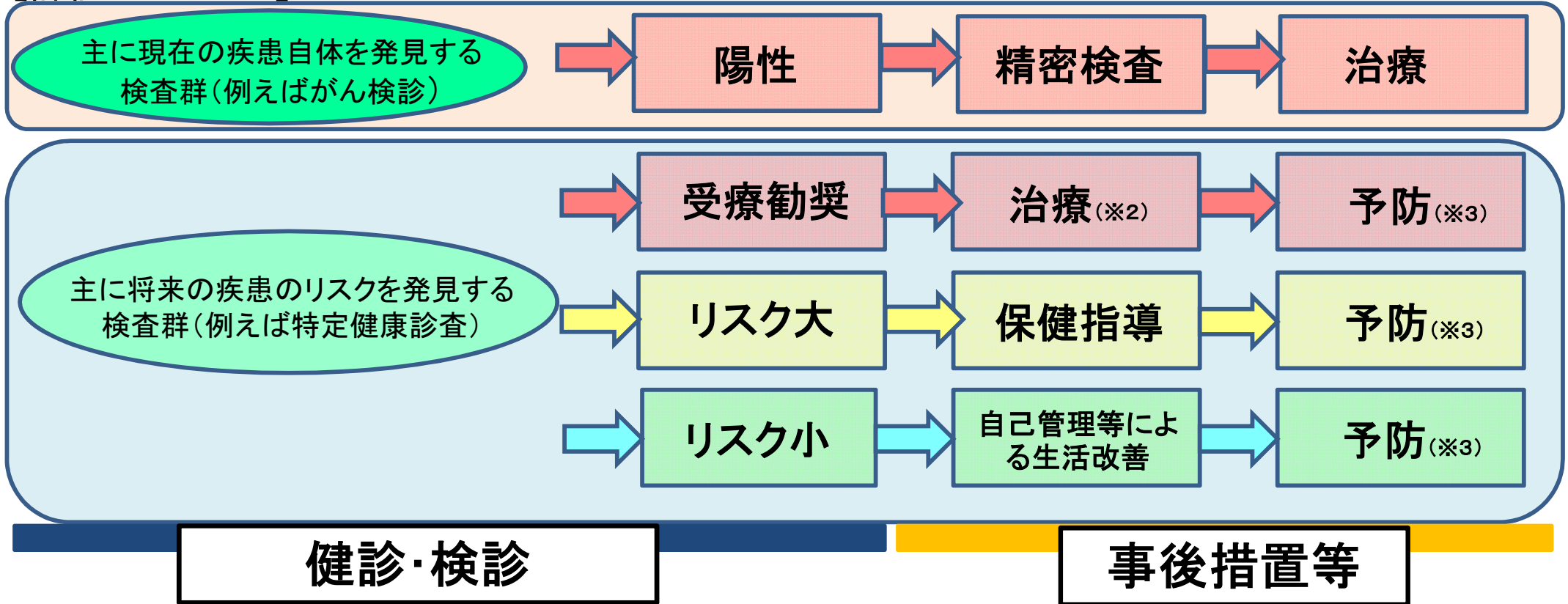


# 健康診査等に伴う事後措置等について

# 評価の考え方

- 個々の検査に対する感度・特異度などの精度の評価だけでなく、事後措置等(※1)を含めたシステム全体を通じて目的の達成度などの有効性・安全性・効率性も評価する必要がある。

## 【評価のイメージ】



## 評価

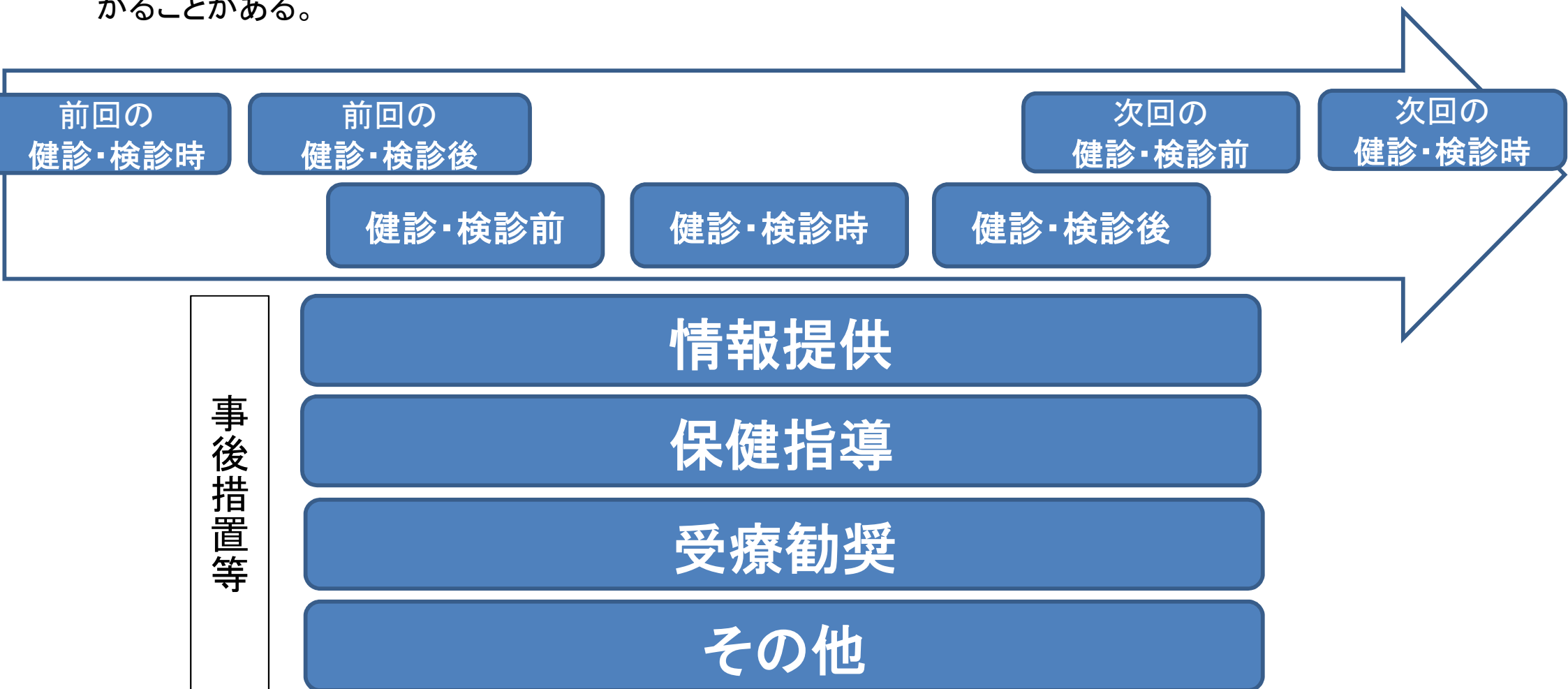
- 個々の検査に対する有効性の評価
- 検査群としてのプログラムの評価

○ 事後措置等を含めたシステム全体としての評価

(※1) 事後措置等とは、健診・検診時もしくは前後に行われる措置を合わせたもの (※2) 保健指導を含む (※3) 発症予防・重症化予防を含む

# 事後措置等の類型化（案）

- 事後措置等は、以下の4つに分類できる。
  - 情報提供
  - 保健指導（健診・検診結果に基づく、行動変容を促す指導や支援）
  - 受療勧奨（健診・検診結果に基づく、治療や精密検査のための受診の勧奨）
  - その他（各制度の目的に応じて行う事後措置）
- 健診・検診は定期的な受診のため、健診・検診後に行われる措置は、次回の健診・検診前の措置につながる可能性がある。



# 事後措置等のイメージ（案）

- 効果的な事後措置等を実施するためには、対象者の選定基準の設定、事後措置等の実施時期に応じた実施方法の明確化、実施者が習得すべき知識や技術の研修等が必要。

## 【事後措置等の実施時期と対象者の行動変容ステージに沿って整理】

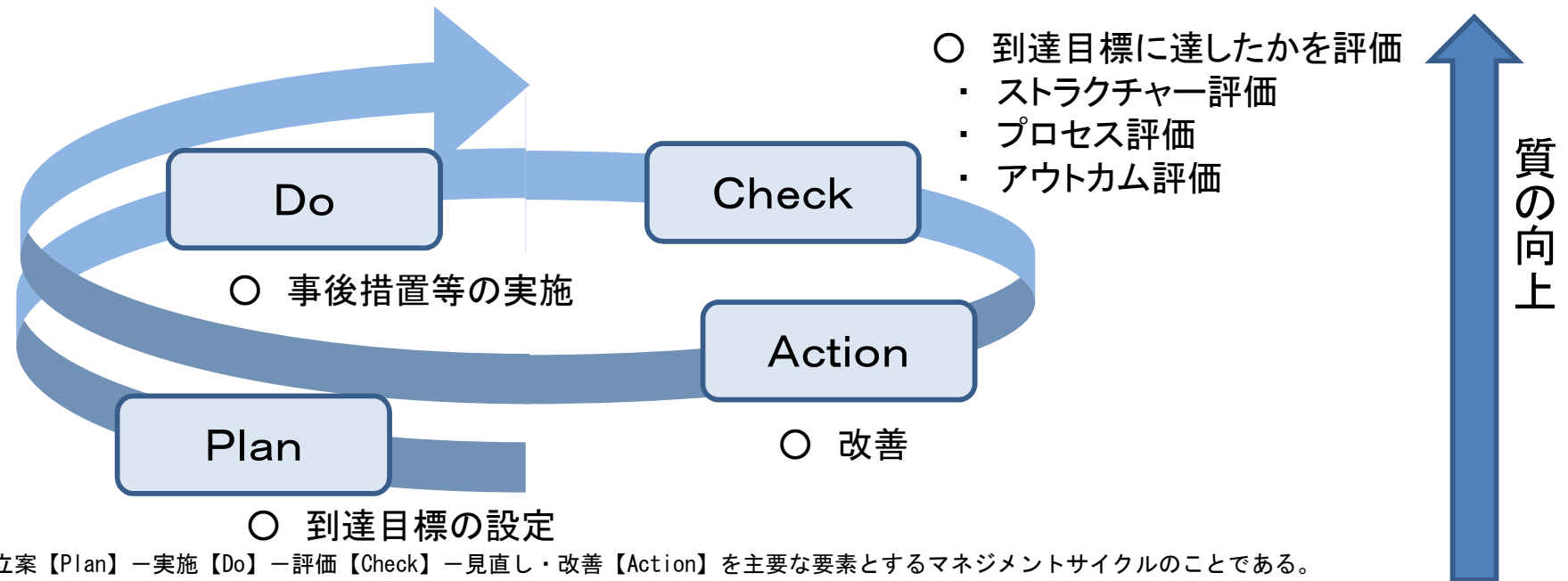
事後措置等	行動変容ステージ	行動	健診・検診前	健診・検診時	健診・検診後
情報提供	無関心期※1		・健診・検診受診の意義の普及啓発 等	未受診	未受診
	関心・準備期※2	健診・検診未受診	・健診・検診にかかる詳細情報の提供（日程、実施場所） ・健診・検診制度全体をパッケージとして情報提供 等	未受診	未受診
	実行・維持期※3	健診・検診受診済	・前回結果の提供（健診・検診通知に同封） 等	・対象者の世代に好発する疾病の情報提供 ・継続利用可能な社会資源に関する情報の提供（子育てサロン） 等	・行動変容につながる詳細情報を提供 ・健診・検診の不利益や限界を情報提供 ・健診・検診結果の通知、説明 等
保健指導	無関心期	行動変容なし	/	・行動変容の意義や健康課題についての指導 等	
	関心・準備期			・行動目標の設定と達成に向けた支援 等	
	実行・維持期	行動変容あり		・対象者への励ましや賞賛 ・家族等を含めた指導 等	
受療勧奨	無関心期	医療機関未受診	/	・わかりやすい結果の提供 等	
	関心・準備期			・精密検査を実施している医療機関や受診についての詳細を情報提供（不安の軽減） 等	
	実行・維持期	医療機関受診済		・受診状況の確認 ・主治医との密接な連携（本人の了解が得られた場合は結果を情報提供） 等	

（※1）無関心期：行動を起こす意思がない時期（※2）関心・準備期：行動を起こす意思がある時期（※3）実行・維持期：行動変容が観察される時期（標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】厚生労働省より引用）

- 情報提供は、全ての対象者の健診・検診前に行われる。実行・維持期の対象者には、健診・検診時、健診・検診後にも行われる。
- 保健指導は、健診・検診受診者の健診・検診時、健診・検診後に行われる。
- 受療勧奨は、要医療者（要治療・要精検者）の健診・検診後に行われる。

# 評価方法について（案）

- 事後措置等の質の向上を図るためには、PDCAサイクル（※）を意識して、事後措置等を実施することが必要である。
- PDCAサイクルでは、評価の種類として、ストラクチャー評価、プロセス評価、アウトカム評価があり、それぞれについて評価指標の設定が必要である。



※ PDCAサイクルとは、企画立案【Plan】－実施【Do】－評価【Check】－見直し・改善【Action】を主要な要素とするマネジメントサイクルのことである。

## 【評価の種類と評価指標の例】

評価の種類	評価の観点	評価指標の例
ストラクチャー評価	実施するための仕組みや実施体制を評価する	職員数、予算
プロセス評価	目標の達成に向けた過程を評価する	保健指導実施率
アウトカム評価	目標が達成状況を評価する	生活習慣病有病率

# 既存の資料等から考えられる評価指標①

【既存の健診・検診マニュアル等を参考に評価の視点に沿って整理】

健診・検診の目的	特定健診(※1、2) (高齢者の医療の確保に関する法律)			乳幼児健診(※3) (母子保健法)		
	糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する (実施主体: 保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団))			母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進 (実施主体: 市町村)		
評価の視点	ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトカム評価	ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトカム評価
情報提供		・健診受診率	なし	・健診に関する評価(事業計画)	・未受診者に対する把握率 ・健診受診率 ・「健やか親子21(第2次)」における健康行動の指標(子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合等)	・「健やか親子21(第2次)」における健康水準の指標(この地域で子育てをしたいと思う親の割合等)
保健指導	・職員数 ・予算 ・施設・設備の状況 ・他機関との連携体制 ・社会資源の活用状況	・保健指導の実施過程(情報収集、アセスメント、問題の分析、目標の設定、指導手段、保健指導実施者の態度、記録状況、対象者の満足度) ・保健指導の実施率 ・保健指導の継続率	・生活習慣に関する行動変容 ・肥満度や血液検査などの健診結果の変化 ・特定保健指導の対象者の減少率 ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 ・非服薬者のうちの特定保健指導対象者の減少率	・健診に関する評価(事業計画) ・従業者への研修体制	・フォローアップ率 ・健診に関する評価(精細管理、健診担当医師等へのフィードバック、満足度、利便性)	・歯科保健指導や生活習慣、栄養などに関する指導後の効果(地域の健康度の経年変化) ・「健やか親子21(第2次)」における健康水準の指標(この地域で子育てをしたいと思う親の割合等)
受療勧奨		なし	なし	・健診に関する評価(事業計画)	・フォローアップ率	・「健やか親子21(第2次)」における健康水準の指標(この地域で子育てをしたいと思う親の割合等)

(参考)(※1)標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】 厚生労働省健康局及び(※2)平成27年10月22日第15回保険者による健診・保健指導等に関する検討会資料3を参考に、保険局において分類したもの。(※3)「標準的な乳幼児期の健康診査と保健指導に関する手引き～「健やか親子21(第2次)」の達成に向けて～」平成26年度厚生労働科学研究費補助金(成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業)を参考に、特定健診の分類を踏まえ、母子保健課において分類したもの。

# 既存の資料等から考えられる評価指標②

【既存の健診・検診マニュアル等を参考に評価の視点に沿って整理】

健診・検診の目的	学校健診(※4) (学校保健安全法)			がん検診(※5) (健康増進法)		
	幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康の保持増進、学校教育の円滑な実施 (実施主体: 幼児、児童、生徒又は学生の健康診断: 学校)			がんを早期発見し、適切な治療を行うことでがんによる死亡を減少させる (実施主体: 市町村)		
評価の視点	ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトカム評価	ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトカム評価
情報提供	なし	・健診に関する評価 (実施計画、事前・事後指導、事後措置状況)	なし	・検診実施機関の体制の確保(設備、医師・技師等) ・実施手順の確立 (「事業評価のためのチェックリスト」仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目)による)	・がん検診受診率	・がん死亡率
保健指導	なし	・健診に関する評価 (実施計画、事前・事後指導、事後措置状況)	・健康診断結果に係る保健指導等に基づく健康状況の改善			
受療勧奨	なし	・健診に関する評価 (実施計画、事前・事後指導、事後措置状況)	・健康診断結果に係る保健指導等に基づく健康状況の改善	・検診実施機関の体制の確保(設備、医師・技師等) ・実施手順の確立 (「事業評価のためのチェックリスト」仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目)による)	・要精検率 ・精検受診率 ・陽性反応適中度 ・がん発見率	・がん死亡率
その他	なし	・健診に関する評価 (実施計画、事前・事後指導、事後措置状況)	なし			

(参考) (※4) 児童生徒の健康診断マニュアル(公財)日本学校保健会を参考に、文部科学省初等中等教育局において分類したもの。 (※5) 「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について報告書」がん検診事業の評価に関する委員会を参考に、がん・疾病対策課において分類したもの。

# 既存の資料等から考えられる評価指標③

【既存の健診・検診マニュアル等を参考に評価の視点に沿って整理】

健診・検診の目的	一般健康診断(※6) (労働安全衛生法)		
	事業者は、常時使用する労働者について、その健康状況を把握し、医師等の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、労働時間の短縮、作業転換等の事後措置を行う (実施主体:事業者)		
評価の視点	ストラクチャー評価	プロセス評価	アウトカム評価
情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施機関の選定状況</li> <li>・健診の実施等に係る周知・通知手法等の検討状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の実施等に係る周知状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健診の通知の実施率</li> <li>・健診の受診率</li> </ul>
<p>健康診断の実施者たる事業者は、健康診断の結果を受けて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関することについて、衛生委員会において調査審議を行う必要があり、一般定期健康診断の情報提供に係る評価についても、周知・通知が事業者の義務となっており、健診の目的達成に資することから、事業場における当該委員会の取決等に応じて、調査審議がなされることが期待される。</p>			
保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が意見聴取を行う医師の選定状況</li> <li>・衛生委員会の設置状況</li> <li>・関係者、健康増進実施事業者等との連携状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師からの意見聴取状況</li> <li>・衛生委員会への報告状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に健康の保持に努める必要があると認める労働者への保健指導実施率</li> <li>・脳・心臓疾患等の状況</li> </ul>
<p>健康診断の実施者たる事業者は、健康診断の結果を受けて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関することについて、衛生委員会において調査審議を行う必要があり、一般定期健康診断後の保健指導に係る評価についても、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者への実施が事業者の努力義務となっており、健診の目的達成に資することから、事業場における当該委員会の取決等に応じて、調査審議がなされることが期待される。</p>			
受療勧奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が意見聴取を行う医師の選定状況</li> <li>・衛生委員会の設置状況</li> <li>・関係者、健康増進事業者等との連携状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師からの意見聴取状況</li> <li>・衛生委員会への報告状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に健康の保持に努める必要があると認める労働者への受療勧奨実施率</li> <li>・脳・心臓疾患等の状況</li> </ul>
<p>健康診断の実施者たる事業者は、健康診断の結果を受けて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関することについて、衛生委員会において調査審議を行う必要があり、一般定期健康診断後の保健指導の1つとしての受療勧奨に係る評価についても、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者への実施が事業者の努力義務となっており、健診の目的達成に資することから、事業場における当該委員会の取決等に応じて、調査審議がなされることが期待される。</p>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が意見聴取を行う医師の選定状況</li> <li>・衛生委員会の設置状況</li> <li>・関係者との連携状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師からの意見聴取状況</li> <li>・衛生委員会への報告状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間の短縮、作業の転換等適切な事後措置の状況</li> <li>・脳・心臓疾患等の状況</li> </ul>
<p>健康診断の実施者たる事業者は、健康診断の結果を受けて行われる医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関することについて、衛生委員会において調査審議を行う必要があり、一般定期健康診断後の医師の意見を勘案しての労働者の転換等就業上の措置についても、事業者の義務となっており、健診の目的達成に資することから、事業場における当該委員会の取決等に応じて、調査審議がなされることが期待される。</p>			

(※6)各制度で趣旨・目的や実施者が異なることから、一概に統一的な評価指標を示すことは困難であるが、便宜的に「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】(厚生労働省健康局)」に示される枠組みに合わせ安全衛生部において分類したもの。